

長崎県建設工事一般競争入札試行実施要綱

平成 15 年 6 月 20 日 15 監第 146 号
最終改正 平成 20 年 7 月 9 日 20 建企第 232 号

(目的)

第 1 条 長崎県が発注する建設工事に係る入札及び契約の透明性及び競争性を高めるため、第 2 条に定める対象の工事について、この要綱に基づき一般競争入札を試行する。

(対象工事)

第 2 条 この要綱の対象工事は、長崎県が発注する設計金額が原則として 1 千万円以上で長崎県建設工事一般競争入札実施要綱(平成 15 年 6 月 27 日長崎県告示第 780 号)第 2 条第 1 項第 1 号による設計金額未滿の建設工事(建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。)とする。

(長崎県建設工事一般競争入札実施要綱の準用)

第 3 条 前条に係る対象工事の入札契約手続については、「長崎県建設工事一般競争入札実施要綱」(平成 15 年 6 月 27 日長崎県告示第 780 号)の例による。

この場合において、第 7 条第 2 項第 2 号に「ただし、設計金額が土木一式工事及びとび・土工・コンクリート工事は 3,500 万円未滿、ほ装工事は 3,000 万円未滿、その他の工事は 5,000 万円未滿の工事においては、添付書類中の直接的かつ恒常的な雇用関係を有することを証する書面の提出は不要とする。」を加えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。(平成 15 年 6 月 20 日 15 監第 146 号)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。(平成 16 年 2 月 27 日 15 監第 563 号)

この要綱は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。(平成 17 年 9 月 26 日 17 監第 256 号)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。(平成 20 年 2 月 26 日 19 建企第 591 号)

この要綱は、平成 20 年 7 月 22 日から施行する。(平成 20 年 7 月 9 日 20 建企第 232 号)